

下呂市農業委員会委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集する。

2. 業務概要（農業委員・推進委員共通）

- ・ 農業委員会の総会（※毎月開催）に出席し、農地の権利移動や転用等に関する審査及び審査に関する現地調査
- ・ 利用状況調査（農地パトロール）
- ・ 遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動
- ・ 担い手への農地集積・集約化の推進活動
- ・ 新規就農の支援活動
- ・ 研修会等への参加
- ・ 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更 等

3. 任期

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（3 年間）

4. 報酬

農業委員会会長	月額 18,000 円	加算年額（市長が別に定める額）
農業委員	月額 15,000 円	加算年額（市長が別に定める額）
推進委員	月額 15,000 円	加算年額（市長が別に定める額）

※加算年額は必ず支給できるものではありません

5. 募集人数

農業委員 14 人

推進委員 12 人（内訳：萩原 3 人・小坂 1 人・下呂 4 人・金山 3 人・馬瀬 1 人）

※下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則による

6. 募集に応じる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しないものとします。

- ・ 下呂市の職員
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

上記 6 の資格条件のほか、以下の職については農業委員との兼職が禁じられています。

1. 衆議院議員および参議院議員
2. 固定資産評価員および固定資産評価審査委員会委員
3. 下呂市の人事委員会または公平委員会の委員
4. 教育委員

上記 6 の資格条件のほか、以下の職については農地利用最適化推進委員との兼職が禁じられています。

1. 衆議院議員および参議院議員
2. 下呂市の人事委員会または公平委員会の委員

7. 他薦・自薦(応募)の方法

所定の推薦書(様式第1号又は第2号)または応募申込書(様式第3号)に必要な事項を記入の上、提出してください。応募用紙は下呂市農務課窓口にて受け取り、またはホームページよりダウンロードできます。

- ① 他薦の場合(推薦者が個人) ※様式第1号
農業者など3名以上が連名し、代表者が記入してください。
 - ② 他薦の場合(推薦者が法人又は団体) ※様式第2号
法人又は団体の代表者又は管理者が記入してください。
 - ③ 自薦(応募)の場合 ※様式第3号
自ら記入してください。
- ※ ①及び②どちらの推薦の場合にも、候補者からの承諾を受けてください。

8. 募集の期間

令和7年5月1日(木)午前8時30分から令和7年5月28日(水)午後5時15分までに下呂市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

9. 公表

募集の状況について、募集期間の中間と終了時にホームページで公表します。
公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

10. 審査(選考)結果及び任命

審査(選考)結果は、6月から順次、下呂市ホームページで公表します。

(農業委員)

選考後、市議会の同意を得て、市長が任命します。

※審査(選考)にあたっては、次の条件があります。

- ・ 認定農業者等が農業委員の過半を占めること。(ただしその区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りではない)
- ・ 農業委員会の所掌する事務について利害関係のない人を含めること。
- ・ 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

(推進委員)

下呂市農業委員会総会で候補者等の評価を経て、委嘱します。

11. 記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・ 「経歴」、「農業経営の概況」、「推薦(応募)理由」
詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙(任意様式)に記入して提出してください。
- ・ 「認定農業者等であるかの別」
認定農業者等とは、本市が定める農業経営基盤強化促進基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について本市の認定を受けた農業者または法人の役職員等です(不明な場合は、お問い合わせください)。

12. その他

- ・ 提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・ 追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

問合わせ・提出先 下呂市農業委員会事務局(下呂市農務課内)
〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 4階
電話番号 0576-53-2010(内線 156) 担当: 小池